

社会参加のためのサービス

- 障害者福祉タクシー利用券などの給付

下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1～3級、内部機能障害1・2級、視覚障害1・2級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1～6級、愛の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級の方に、申請時期に応じて、年間1万円～4万円相当の障害者福祉タクシー券または自動車燃料費(ガソリン代など)のどちらかを支給します。

ただし、自動車燃料費は、自家用の自動車を運転される場合などに対象となります。
- リフト付ハイヤーの運行

日常の外出時に車いすを利用しているか寝たきりの重度心身障害のある方などに、車いすや移動寝台車に乗ったまま乗降できるリフト付ハイヤーを運行し、その運賃の一部を助成(原則月4回以内)します。
- 心身障害者等移送用自動車改造費助成

心身障害のある方(下肢・体幹の障害が身体障害者手帳1～3級、内部機能障害1級、視覚障害1級、脳性まひ・進行性筋萎縮症1～6級、愛の手帳1・2度など)を介護する家族が所有する自動車に、改造を行う場合または障害のある方仕様の自動車を新たに購入する場合に経費の一部を助成します。
- 自動車運転教習費の助成

所得が一定額以下の運転免許適性試験に合格した身体障害者手帳1～3級および愛の手帳1～4度ならびに内部障害1～4級、下肢・体幹機能障害1～5級で歩行が困難とあらかじめ認定した方に運転教習所入所料・技能学科教習料・教材費の一部または全部を助成します。
- 身体障害者用自動車改造費助成

重度の上肢・下肢・体幹機能障害のある方自らが所有し、運転する自動車に、改造を行う場合に、経費の一部を助成します。
- 個別移動支援

知的障害のある方や精神障害のある方などが社会生活上、必要不可欠な外出をする際のマンツーマンによる支援を行います。なお、視覚障害のある方は、障害福祉サービスの同行援護をご利用できます。
- 電話料の助成

18歳以上で、下肢・体幹・内部の障害が身体障害者手帳1・2級および視覚障害1級の方がいる住民税が非課税の世帯に、電話の基本料金と通話料を合わせて2,500円まで助成します。また、聴覚・音声・言語機能障害1～3級の方(6歳以上)がいる世帯で、ファクスを使用している場合も助成します。
- 知的障害者位置情報サービス費用助成

外出時に道に迷うおそれのある在宅の知的障害のある方(愛の手帳所持者)の保護者にGPS(人工衛星測位システムと携帯電話網)またはすでにお持ちの携帯電話などによる位置情報サービスの利用料の一部を助成します。
- 手話通訳者等派遣

聴覚などに障害のある方に、月20時間まで手話通訳者または要約筆記者を派遣します。
- 手話通訳者が窓口でお手伝いしています

聴覚障害のある方・音声または言語機能障害のある方が、区役所に来られたときに手話を用いて円滑なコミュニケーションが図れるよう、手話通訳者が各種相談や手続きのお手伝いをしています。

 - ・利用日時

毎週金曜日(閉庁日を除く)

午前10時～正午、午後1時～3時
 - ・利用方法

区役所1階受付(まごころステーション)にお申し出ください。
- 障害者就労支援センター

障害のある方が一般企業などへ就労する場合や就労後に、専任のコーディネーターが、就労や生活に関する相談や支援を行っています。

在宅の方へのサービス

- 訪問入浴サービス

65歳未満の心身障害のある方で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方が、長期にわたり入浴することが困難な場合に週1回(年51回)訪問入浴車による入浴サービスを受けられます。
- 理美容サービス

65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1級(下肢または体幹機能障害)および愛の手帳1度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方で理容所や美容所の利用が困難な方は、年6回出張サービスが受けられます。
- ふとん乾燥・丸洗い

65歳未満の重度の障害のある方で、身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方で家族などによるふとんの乾燥が困難な場合に、乾燥(年10回)、丸洗いと水洗い(各年1回)が受けられます。
- 紙おむつの支給

3歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1・2級および愛の手帳1・2度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方が、常時寝たきりで失禁状態にあり、おむつを必要としている場合に、月150枚まで支給します。

入院中で病院指定のおむつを使用している方には、一定の助成金を支給します。
- 重度心身障害者介護者慰労

特別障害者手当または重度心身障害者手当を現在受給している障害のある方を在宅で介護している方に、食事券・マッサージ券・旅行券のうち希望するもの(組み合わせも可)を給付します(3万円以内)。
- 緊急通報システム

18歳以上で、ひとり暮らしなどの重度の身体障害のある方や難病患者の生活の安全を確保するため、緊急通報システム機器を貸与します。

平成24年度から、緊急時に地域の協力(協力員)が必要な消防方式のほかに、民間事業者が協力員を担う、民間方式が始まりました。

聴覚などに障害のある方のためには、緊急ファクス制度もあります。
- 火災安全システム

消防方式による緊急通報システムの利用者(難病患者を除く)に、家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器を給付します。
- 重度脳性まひ者介護

20歳以上の、重度の脳性まひ(身体障害者手帳1級)で、単独での屋外活動が困難な方を介護するための援助をします。ただし、介護給付費などのサービスを受けている方は除きます。
- 日常生活用具購入費の給付

障害のある方の日常生活を支援するため、各種用具を給付します。

 - ・特殊寝台(高さや傾きが調整できます)
 - ・入浴補助用具(シャワーチェア、入浴台など)
 - ・聴覚障害者用通信装置(ファクスなど)ほか

ただし、介護保険サービスによる福祉用具貸与との共通品目は除きます。
- 住宅設備改善費の助成

身体障害のある方が、使いやすく、より安全な住まいにするために、自宅の浴室・玄関・トイレ・居室・台所を改善する費用の全部または一部を助成します。

なお、歩行ができない身体障害のある方の室内移動を容易にする「屋内移動装置」「階段昇降機」の設置も住宅設備改善に含まれます。ただし、介護保険や高齢者福祉で同様のサービスを受けられる方を除きます。
- 家具類の転倒防止器具設置

肢体の障害が身体障害者手帳1～4級、視覚障害1～6級および愛の手帳1～3度ならびに精神保健福祉手帳1・2級の方のご自宅に、家具転倒防止板などの器具を設置します。ただし、中央区家具類転倒防止器具取付事業の対象となる方は除きます。
- 短期入所・自立生活体験

障害のある方の家族などが病気などのために一時的に障害のある方を介護できないとき、または、障害のある方の精神的自立と日常動作の自立を図りたいとき、「レインボーハウス明石」で1回7日(年間90日)を限度に利用できます。
- 日中一時支援

「レインボーハウス明石」の日帰り利用です。短期入所と合わせ、年間90日を限度に利用できます。
- 生活サポート

障害の軽い方の家事援助などのサービスを行います。

12月3日(月)～9日(日)は「障害者週間」です

一九七五年十二月九日、国連で「障害者の権利宣言」が採択されました。また、障害者基本法では、十二月三日から九日までを「障害者週間」と定めています。障害者週間は皆さんに障害や障害のある方が抱える問題への理解と関心を深めていただくための週間です。障害のある方の自立と社会参加の実現に向けて、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

障害のある方のための各種サービスのご案内

障害福祉サービスには、居宅サービスや日中活動を支援するサービス、居住施設で支援を行うサービスなどがあります。ここでは、各種手当や日常生活または社会生活を営むために必要なサービスについて、主なものを紹介いたします。なお、所得や年齢、障害程度による制限などがありますので詳しくはお問合せください。

- 印の事業については 障害者福祉課障害者福祉係

☎(3546)5389
- 印の事業については 障害者福祉課相談支援係

☎(3546)6032
- ◎印の事業については 子育て支援課子育て支援係

☎(3546)5350

手当

区では、さまざまな手当を次のような方に支給しています。

- 心身障害者福祉手当

65歳未満で身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、または脳性まひ、進行性筋萎縮症の方
- 特別障害者手当

20歳以上で常時特別な介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 重度心身障害者手当

65歳未満で、重度の知的障害と著しい精神症状のある方、重度の知的障害とおおむね身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している方、または重度の肢体不自由で四肢および体幹機能が失われている方
- 児童育成手当(障害手当)

20歳未満の障害のある児童(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度または脳性まひ、進行性筋萎縮症)を扶養している方
- 児童育成手当(育成手当)

18歳に達した年度の末日までの児童を扶養している重度の障害の状態にある保護者
- 障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする、おおむね身体障害者手帳1級と2級の一部、愛の手帳1度と2度の一部の方、またはこれらと同等の疾病、精神障害のある方(各種手帳を取得していなくても可)
- 特別児童扶養手当

20歳未満の障害のある児童(身体障害者手帳1～3級と4級の一部、愛の手帳1～3度程度、または精神障害のある児童)を扶養している方
- 児童扶養手当

18歳に達した年度の末日までの児童(中度以上の障害をもつ児童の場合は20歳未満)を扶養している重度の障害の状態にある保護者